

学校いじめ防止ガイドライン

大分県立大分西高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

2 取り組みについて

(1) いじめの未然防止

生徒が安心安全に学校生活を送れるために配慮する（授業・行事・部活など）

(2) いじめの早期発見

生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を共有し、速やかに対応する

(3) いじめの対応

加害生徒を指導し、被害生徒の支援、友人・知人への指導と支援を行う
保護者および関係機関と連携する

(4) 重大事態への対応

3 いじめ防止の組織体制について

4 いじめ防止の年間指導計画

1 学校いじめ防止基本方針

いじめの未然防止から早期発見、対処へと至る一連の取り組みを
組織的に全教職員で行う

2 取り組みについて

(1) いじめの未然防止

- ◇わかる授業づくり すべての生徒が参加活躍できる授業の工夫（居場所作り）
- ◇特別支援教育の視点をいかした授業の工夫
- ◇学校生活の様々な場面での友人関係、集団づくり、社会性の育成の重視（絆づくり・自己有用感のアップ）
- ◇人権教育、情報モラル教育の充実
- ◇教育相談の充実
- ◇保護者・地域との連携

(2) いじめの早期発見

- ◇生徒の些細な変化に気づく
- ◇「いじり」という言葉に惑わされない
- ◇気づいた情報を確実に共有する
- ◇情報に基づき速やかに対応する
- ◇保護者・地域との連携

(3) いじめの対応

- ◇いじめと思われる事態が確認された場合は、直ちに教頭へ報告する
 - 教頭は校長へ報告 → 管理職を含むチームで方針を確認する
- ◇聞き取りを行う
- ◇加害生徒への指導
- ◇被害生徒への支援
- ◇保護者への連絡
- ◇関係機関と連携

※聞き取りの内容

- 聞き取りを行った月日
- 生徒クラス氏名
- いじめが行われた日時・場所
- 関係者（直接関わった人・周りで見ていた人・止めようとした人・その他）
- いじめ状況の概要

(4) 重大事態への対応

犯罪行為（暴行・傷害・恐喝・強要など）が認められ、いじめられている生徒の生命、身体または財産に被害が予想される場合は、直ちに関係機関(警察)に通報する。

3 いじめ防止の組織体制～いじめ防止対策のための組織～

「いじめ対策委員会」

〈構成メンバー〉

校長、教頭、事務長、主幹教諭、教務部主任、生徒指導主任、特別活動部主任、キャリアガイダンス部主任、教育研究部主任、健康・人権教育部主任、各年次部主任、教育相談チーム、養護教諭、関係教諭、関係機関、外部機関
関係機関：教育センター、学校安全・安心支援課、特別支援教育課、

人権・同和教育課

外部機関：実践センター職員（カウンセラー）

〈協議内容〉

- いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画、立案
- 調査結果、報告等の情報の整理、分析
- 配慮を必要とする生徒への支援

4 いじめ防止の年間指導計画

	学級・学年活動	学校全体行事	その他	教職員研修等
4月	1年教育合宿 仲間づくり マナーアップ講習	始業式・入学式 対面式 CCW（面接週間） 歓迎遠足	生徒状況表（欠席の多い生徒）随時 登校指導 前期専門委員会活動	いじめ防止職員研修会
5月	学年PTA	いじめ防止講演会（生徒・保護者） PTA総会	カウンセリング	
6月	3年薬物乱用防止教室 人権学習		カウンセリング 登校指導	
7月	2年いのちの出前講座 クラスマッチ 3年三者面談	いじめアンケート実施 防災避難訓練	カウンセリング	学校評価（中間評価）
8月	家庭訪問	始業式	カウンセリング	
9月	1年心の健康教室	西龍祭（文化・体育）	カウンセリング	
10月	学年PTA 人権学習	CCW（面接週間）	カウンセリング	
11月	3年三者面談 2年修学旅行 人権学習		後期専門委員会活動 カウンセリング 登校指導	学校評価（中間評価） 教育相談職員研修
12月	クラスマッチ	いじめアンケート実施 終業式	カウンセリング	
1月	人権学習 夢ナビ発表会 3年三者面談	始業式	カウンセリング	
2月			カウンセリング 登校指導	学校評価（年間評価）
3月		卒業式		